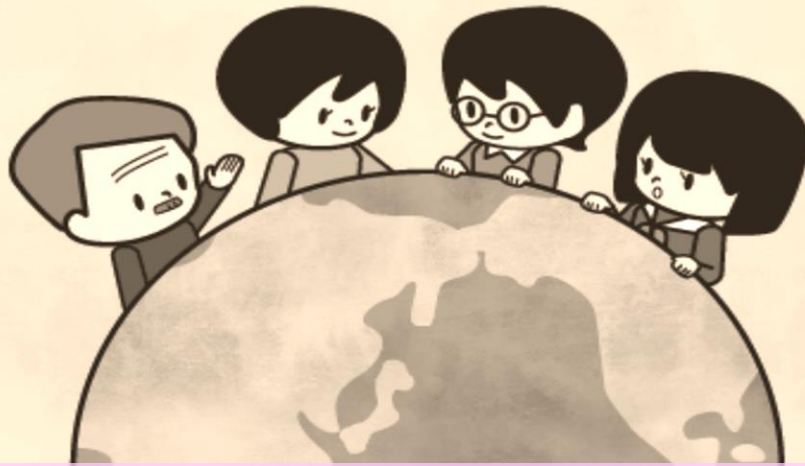


令和7年度 碧南市民間住宅省エネ改修 事業費補助金申請ガイド



申請期間
令和8年

2月27日（金）まで

予算額に達した時点で受付を終了します

民間住宅省エネ改修費補助金とは

2050年カーボンニュートラルの実現のための、家庭部門を対象とした、既存住宅の省エネルギー化を促進するため、省エネ改修後の省エネルギー性能の水準がZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準相当となる場合について、既存住宅の所有者等に対して省エネ設計費及び省エネルギー性能の向上する改修工事の経費の一部を助成する事業です。

※碧南市の補助事業ではZEH水準への改修のみを助成いたします。省エネ基準は補助事業に含まれません。

▼ 対象となる改修工事例



開口部
の断熱化



躯体等
の断熱化



設備の効率化
（照明、衛生設備、熱利用等）

※既存住宅の建築年等により補助金の申請に耐震性等が求められる場合があります。
※開口部の断熱化又は躯体等の断熱化のどちらか一方は必須です。

▼ 手続きの流れ

申請者



事前相談（任意）



交付申請書の提出

受付期間：令和7年4月1日（火）～
令和8年2月28日（金）

交付決定通知



契約・工事着手

工事内容等に変更がある場合

変更交付申請

変更交付決定通知

工事完了・支払



実績報告書の提出

工事完了日から起算して60日以内又は
令和8年2月27日（金）のいずれ
か早い日までに提出

額の確定通知



請求書の提出

実績報告書と同時提出も可能

補助金の支払い

碧南市



受付・審査



交付決定

申請書受付後、概ね30日程度で通知

受付・審査



変更承認

受付・審査



補助金の確定

申請書受付後、概ね30日程度で通知

受付・審査



補助金の交付

▼ 補助制度の概要

① 申請期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 8 年 2 月 2 7 日（金）まで

※補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。（本補助金については、補正予算等による年度途中の予算確保はいたしません。）

② 対象住宅

ア 下記①及び②の全てに該当するもの（新築は補助対象ではありません。）

① 碧南市内に存在する次に掲げる民間の既存住宅であること

戸建住宅	一戸建ての住宅
共同住宅等	共同住宅又は長屋

※店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に要する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限ります。なお、店舗等の部分は補助対象外です。

※住宅種別において、賃貸・分譲の別や所有者の属性（個人、法人等）は問いません。

※公的事業主体（国、愛知県、碧南市等）が所有するものは補助対象外です。

② 過去に本事業の補助金又は国、県が実施する同様の補助金を受けた住宅でないこと

イ 次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当するものであることが必要です。

(ア) 昭和 5 6 年 6 月 1 日以降に着工された既存住宅であること

(イ) 耐震診断により、構造安全性が確かめられたもの

(ウ) 省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うもの

③ 補助対象者（申請者）

次のいずれかに該当する者

ア 市内に住所を有する市民又は法人

イ 市内の共同住宅等の管理組合（区分所有法第 3 条若しくは第 6 5 条に規定する団体又は同法第 4 7 条第 1 項（同法第 6 6 条において準用する場合も含む）に規定する法人）

※管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能です。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要です。

※区分所有者が共用部分（住戸の窓・ドア等）の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要になる場合があります。

▼ 補助制度の概要

④ 補助要件

省エネ改修工事の補助要件は次のとおりです。

項目		補助要件	
共 通		・ 補助金の交付決定後に工事請負契約・工事着手をすること ・ 交付決定の日以降かつ令和 8 年 2 月 2 7 日（金）までに事業完了すること	
Z E H 水準適合	全体改修	①現状、Z E H 水準を満たしていないこと ②原則、昭和 5 6 年（1 9 8 1 年）6 月 1 日以降に着工された住宅であること	・ 改修後の住宅が Z E H 水準に相当することについて、B E L S 等の第三者機関による評価・認証を受けていること。（共同住宅等においても、建物全体で評価・認証を受ける必要があります。）
	部分改修		・ 開口部（窓・ドア）の断熱改修工事又は躯体等の断熱化に係る改修工事を含むもの ・ 「⑥部分改修工事」に掲げる工事を実施するもの

※省エネ性能が向上する改修工事に限り、補助対象となります。

※塗装工事及び屋根の葺替工事は補助対象外となります。

※昭和 5 6 年 6 月以前に着工の住宅は構造計算等で構造安全性が確認できること、または省エネ改修の完了までに耐震改修等を実施することが必要です。。

B E L S（建築物省エネルギー性能表示制度）

建物省エネ法第 7 条の規定を実施するために定められた建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成 2 8 年国土交通省告示第 4 8 9 号）に基づき実施する建築物省エネルギー性能表示に係る第三者認証の制度

Z E H（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）水準

断熱等性能等級 5（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。）かつ、一次エネルギー消費量等級 6 の基準を満たす省エネ性能の水準をいう。

※断熱等性能等級：日本住宅性能表示基準（平成 1 3 年国土交通省告示第 1 3 4 6 号）に定めるもの

▼ 補助制度の概要

⑤ 補助対象事業費

費用が補助対象となる事業（補助対象事業費）は次に掲げるものとなります。

※補助金の交付は同一の住宅につき1回限りとなります。

※補助対象事業費であっても、他の補助制度（国、愛知県、碧南市）との併用はできません。

併用できない補助事業の例：住宅省エネ2025キャンペーン、既存住宅の断熱リフォーム支援事業、スマートハウス設備設置費補助事業

補助対象事業費		補助対象	
		全体改修	部分改修
省エネ設計等	省エネ改修を行うために必要な調査・設計・計画に係る費用	○	○
	改修設計内容についてBELS等の評価・認証を受けるために必要な費用	○	—
省エネ改修工事	開口部（窓・ドア）の断熱改修工事に係る費用	○	○
	躯体等（外壁、屋根、天井又は床）の断熱改修工事に係る費用（ただし、塗装工事、屋根の葺替工事等の断熱材を使用しない改修工事は除く。）	○	○
	設備の効率化工事に係る費用（ただし、部分改修の場合は、開口部及び躯体等の断熱改修工費の合計額以下）	○	○
	省エネ化による建築物の重量化に伴う構造補強工事に係る費用	○	—

⑥ 部分改修工事

部分改修工事に係る注意事項は下記のとおりです。

ア 開口部の断熱化に係る改修工事

窓のガラス交換、内窓設置、外窓交換又はドア交換による断熱改修工事であって、以下のいずれかの基準を満たすもの

基 準
①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において開口部の改修（「断熱等」の機能を有するものに限る。）に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅等においてはC以上の建材であること。 ②カタログ等によりZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの

※ZEH水準の仕様基準：住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギーの消費量に関する誘導基準（令和4年国土交通省告示第1106号）の「1 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準」を満たす仕様をいう。

イ 躯体等の断熱化に係る改修工事

外壁、屋根、天井又は床の断熱改修工事であって、以下のいずれかの基準を満たすもの

基 準
次のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合すること ①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている建材であること。 ②カタログ等によりZEH水準の仕様基準への適合が確認できるもの。

▼ 補助制度の概要

ウ 設備の効率化に係る工事

以下の設備を設置する工事であるもの

設備種別※1		仕様（ＺＥＨ水準）	
太陽熱利用システム		次にいずれかに該当するもの ①「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。 ②カタログ等により右記の要件を満たすものであることが確認できること	強制循環式のものJISA4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能が確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JISA4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能が確認できること。）
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外		JIS※5 A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS※5 A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」またはJIS※5 A5207:2019 またはJIS※5 A5207:2022 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」もしくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有すること。
	掃除しやすい機能を有するもの		上記の節水に関する基準に加え、（１）～（３）のいずれかを満たすトイレであること。 （１）総高さ700mm以下に低く抑えていること。 （２）背面にキャビネット（造作されたものを除く。）を備え、洗浄タンクを内包していること。 （３）便器ボウル内を除菌※6する機能を備えていること。
高断熱浴槽※2			JISA5532:2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)※3		JISC9220:2018に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が3.0以上であること。
	潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ）※3		給湯暖房機は、給湯部熱効率が94％以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器は、モード熱効率が83.7％以上であること。
	潜熱回収型石油給湯器（エコフィール）※3		油だき温水ボイラーは、連続給湯効率が94％以上であること。石油給湯器の直圧式は、モード熱効率が81.3％以上であること。石油給湯器の貯油式は、74.6％以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器（ハイブリッド給湯器）	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102％以上であること。	
節湯水栓※4		JISB2061:2023に規定する「節湯形」との水栓と同等以上の機能を有すること。	

燃料電池（エネファーム）	燃料電池発電ユニットは、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可。）
コージェネレーション設備	ガスエンジン・コージェネレーションは、ガス発電ユニットのJIS基準（JISB8122）に基づく発電及び排熱利用の総合効率が低位発熱量基準（LHV基準）で80%以上であること。
蓄電池	「子育てエコホーム支援事業」又は「子育てグリーン住宅支援事業」において登録されている設備機器であること。又は、カタログ等により以下の要件を満たすものであることが確認できること。 定置用リチウムイオン電池のうち、一般社団法人環境共創イニシアチブにおいて令和4年度以降登録・公表されている蓄電システムであること。
LED照明	電気工事を伴うものに限る。（照明の購入のみは対象外）

- ※1 節湯水栓は、設置した台数分を補助します。それ以外の設備は、設置をした設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とします。
- ※2 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」のいずれかとセットの場合又は「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」のいずれかと節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と3つセットの場合に限ります。（既設も可）
- ※3 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）と高断熱浴槽と3つセットの場合に限ります。（既設も可）
- ※4 浴室シャワー水栓で「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれかとセットの場合、又は「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」のいずれかと高断熱浴槽と3つセットの場合に限ります。（既設も可）
- ※5 産業標準化法（昭和24年法律第185号）第20条第1項の日本産業規格をいう。
- ※6 第三者機関により、99%以上の除菌性能が評価されていること。ただし、便器ボウル表面の加工技術のみによるものは除く。

▼ 補助制度の概要

エ 設備工事のうち、補助対象となる組み合わせ

下記の設備は単体では補助対象となりません。補助対象とするには下記の設備と組み合わせなくてはなりません。

① 高断熱浴槽を設置する場合

No	組み合わせる必須設備①	組み合わせる必須設備②
1	ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれか	—
2	エコキュート、エコジョーズ、エコフィールのいずれか	節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）

② エコキュート、エコジョーズ、エコフィールのいずれかを設置する場合

No	組み合わせる必須設備①	組み合わせる必須設備②
1	高断熱浴槽	節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）

③ 節湯水栓（浴室シャワー水栓に限る）を設置する場合

No	組み合わせる必須設備①	組み合わせる必須設備②
1	ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備のいずれか	—
2	エコキュート、エコジョーズ、エコフィールのいずれか	高断熱浴槽

※1 組み合わせる必須設備は既設でも可です。

※2 太陽熱利用システム、蓄電池、ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備、LED証明は単独でも補助対象となります。

（参考）

【子育てグリーン住宅支援事業】

公式ホームページから、登録建材・設備機器等をご確認ください。

<https://kosodate-green.mlit.go.jp/>

▼ 補助制度の概要

⑦ 補助率・補助上限額

補助率及び補助上限額は次のとおりとなります。

補助率	補助上限額
4 / 5	7 0 0 , 0 0 0 円/戸

※補助対象事業費の算出にあたり、⑥部分改修工事における「ウ 設備の効率化に係る工事」に要する経費は、⑥部分改修工事における「ア 開口部の断熱化に係る改修工事」及び「イ 躯体等の断熱化に係る改修工事」に要する経費の合計額を上限とします。

〈補助額の考え方〉

①モデル工事費又は実際の工事費のいずれか低い額を合計した額×補助率

②補助上限額

上記①と②のうち、低い額が補助額となります。

モデル工事費は、部分改修・全体改修を問わず「⑧モデル工事費」に示した額とします。

※モデル工事費に定めのない工事については、実際の工事費を加算したものとします。

⑧ モデル工事費

ア 開口部の断熱化に係る改修工事

工事種別		補 助 要 件		モデル工事費 (Z E H水準)
窓	ガラス 交換	大	1. 4 m ² 以上	1 1 2 , 0 0 0 円/枚
		中	0. 8 m ² 以上 1. 4 m ² 未満	8 0 , 0 0 0 円/枚
		小	0. 1 m ² 以上 0. 8 m ² 未満	3 2 , 0 0 0 円/枚
	内窓設置 ・ 外窓交換	大	2. 8 m ² 以上	2 7 2 , 0 0 0 円/箇所
		中	1. 6 m ² 以上 2. 8 m ² 未満	2 1 6 , 0 0 0 円/箇所
		小	0. 2 m ² 以上 1. 6 m ² 未満	1 7 6 , 0 0 0 円/箇所
ドア	ドア交換	大	開戸：1. 8 m ² 以上	3 9 2 , 0 0 0 円/箇所
			引戸：3. 0 m ² 以上	
		小	開戸：1. 0 m ² 以上 1. 8 m ² 未満	3 4 4 , 0 0 0 円/箇所
			引戸：1. 0 m ² 以上 3. 0 m ² 未満	

※ガラス交換とは、外部に面した既存窓を利用して、複層ガラス等に交換する工事です。

また、個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助します。

※内窓設置とは、外部に面した既存窓の内側に新たに窓を新設、又は既存の内窓を交換するものです。

※外窓交換とは、外部に面した既存窓を交換、又は外部に面する窓を新設するものです。

※ドア交換とは、外部に面した既存のドアを交換、又は外部に面するドアを新設するものです。

※ガラス交換はガラスの寸法、内窓設置・外窓交換・ドア交換は内窓若しくは外窓のサッシ
枠又は開戸若しくは引き戸の戸枠の枠外寸法とします。

※ドアについているガラスのみの交換は補助対象外です。

▼ 補助制度の概要

イ 躯体等の断熱化に係る改修工事

部位	断熱材の区分		モデル工事費 (Z E H水準)
外壁	A～C	断熱材の区分によりモデル工事費を区別する。 〈断熱材の区分〉 A～C区分：熱伝導率 (W/m・K) 0.052～0.035 D～F区分：別伝導率 (W/m・K) 0.034以下	225,000円/m ²
	D～F		338,000円/m ²
屋根・天井	A～C		80,000円/m ²
	D～F		137,000円/m ²
床	A～C		280,000円/m ²
	D～F		420,000円/m ²

ウ 設備の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費
太陽熱利用システム		452,000円/戸
節水型トイレ	掃除しやすい機能を有するもの以外	168,000円/戸
	掃除しやすい機能を有するもの	184,000円/戸
高断熱浴槽		437,000円/戸
高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート)	279,000円/戸
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器 (ハイブリッド給湯器)	
節湯水栓		63,000円/台
燃料電池システム (エネファーム)		モデル工事費なし
コージェネレーション設備		モデル工事費なし
蓄電池		510,000円
LED照明		モデル工事費なし

※節湯水栓は設置を行った台数分を、それ以外の設備は、設置をした設備の種類に応じて1戸当たり1台分までを補助対象とします。

▼ 交付申請等について

① 事前相談

交付申請書類を作成される前に、事前にご相談ください。職員が不在の場合もあるため、事前相談の際は事前に来庁日時についてご連絡していただくとスムーズです。

相談受付日：月曜日から金曜の午前9時から午後5時（祝日、休日を除く）

② 交付申請時提出書類（※工事請負契約締結前に交付申請をしてください。）

次の表を参考に書類を提出してください。（なお、必要により記載以外の書類を求めることもあります。）

提出書類及び作成上の注意事項	全体改修	部分改修
補助金交付申請書 （様式第1号）	○	○
内訳書 （様式第1－1号）	○	○
住宅の所有者建築年月日及び延床面積が分かる書類 ・例：固定資産税名寄帳、建築確認済証の写し、登記事項証明書等	○	○
位置図 ・住宅地図等に対象住宅の位置を丸囲いやマーカーで明示	○	○
平面図・立面図・断面図等 ・住宅全体の図面に省エネ改修工事を行う位置と改修内容（改修室、改修部位、補助対象建材、設備等）を明示してください。	○	○
省エネ改修工事に係る見積書の写し ・工事ごとの金額の内訳、建材、寸法、仕様、施工方法等が確認できるもの。（見積書で使用建材等の記載がない場合は別途、工事の内容の分かる書類を提出してください。） ・見積書に補助対象外の費用が含まれている場合は、補助対象とそれ以外がわかるよう明示してください。 ・施工部位ごとの費用（税抜）を記載してください。（費用額は内訳書に記載する費用額と同じにしてください。）	○	○
B E L S 評価書等 ・交付申請時点で評価・認証の取得ができていない場合は評価申請書及び添付書類一式を提出してください。	○	－
（全体改修と併せて構造補強工事を実施する場合）構造安全性能を証明できる書類 ・例：構造計算書、壁量計算書、住宅性能評価書等	○	－
省エネ改修工事がZ E H水準の仕様を満たしていることが確認できる書類 ・子育てエコホーム支援事業又は子育てグリーン住宅支援事業に登録されている場合は登録されていることがわかるもの ・上記登録が確認できない場合は、建材メーカの発行するカタログ（Z E H水準の仕様基準を満たしていることがわかるもの）	－	○
現況写真等（カラー印刷） ・住宅全景（正面及び側面）と改修する部分（既存設備を含む。）を撮影してください。 ・部分改修は改修する部分の写真も撮影してください。 ・撮影場所、撮影日、現況がZ E H水準を満たしていないことの説明（例：現状はアルミサッシの単板ガラス窓でZ E H水準を満たしていない等。）を記載し、工事台帳形式で整理。	○	○
耐震に対する安全性が確認できる書類又は本工事に併せて耐震改修を実施することが確認できる書類（昭和56年5月31日以前の建物の場合のみ） ・耐震改修補助事業交付決定通知等	△	△

▼ 交付申請等について

③ 交付申請提出期限

令和 8 年 2 月 2 7 日（金）

申請期限に関する相談や要望に応じることはいたしません。

補助金の申請状況により、提出期限前に申請の受付を締め切ることがあります。

④ 提出方法及び提出先

補助金交付申請書と必要な添付書類を添えて、環境課までご提出ください。

※郵送による提出の書類受理はいたしません。

※様式に必要事項が記載されていない場合及び、必要書類がそろっていない場合は申請書の受付はいたしません。

※書類不備等で再提出の場合において、申請順の保証、予約又は確保はいたしません。

提出窓口

碧南市役所 2 階 環境課 環境保全係

電話：0 5 6 6 - 9 5 - 9 9 0 0（直通）

⑤ その他

ア 提出された補助金の交付申請書類を審査し、申請者に対して交付決定を通知します。

※審査期間は受付後、概ね 3 0 日程度となります。

イ 交付決定通知後に工事請負契約を工事施工事業者と締結してください。（交付決定通知送付前に工事請負契約を締結したり、工事着手をした場合は補助金の交付はできません。）

▼ 交付申請等について

⑥ 変更交付申請について

交付決定後、やむを得ず、申請のあった工事内容等を変更する場合は、変更交付申請書に必要な書類を添付して提出してください。

※軽微な変更（補助金の額に変更がない経費配分や施工箇所変更等）の場合は変更交付申請は不要ですが、実績報告時に交付決定時より変更した内容がわかる書類を添付してください。

【変更交付申請が必要な工事変更の例】

- ア 改修工事の一部が補助対象外工事となった場合
- イ 製品の寸法の変更等により、工事費又はモデル工事費に変更が生じた場合
- ウ 工事箇所数の変更により、補助対象事業費が変更となった場合

⑦ 変更交付申請時提出書類

次の表を参考に書類を提出してください。（なお、必要により記載以外の書類を求めることもあります。）

提出書類及び作成上の注意事項	全体改修	部分改修
変更補助金交付申請書（様式第2号）	○	○
内訳書（様式第1-1号）	○	○
交付決定時から変更となる事項を示すもの ・変更事項により見積書、製品の仕様のわかるカタログ等	○	○

⑧ 事業中止（廃止）承認申請について

交付決定後、事業の中止、廃止、申請年度の2月末までに事業が完了しない又は事業実施が困難となった場合、事業中止（廃止）承認申請書を提出してください。

【事業中止（廃止）承認申請が必要な例】

- ア 改修工事の全部が補助対象外工事となった場合
- イ 申請年度の2月末日までに改修工事が完了しなかった場合又は実績報告の書類が揃わなかった場合
- ウ 交付決定後、工事を中止又は廃止した場合

⑨ 実績報告について

事業完了した日から起算して60日が経過した日又は令和8年2月27日（金）の早い日まで、に補助事業完了報告書に必要な書類を添付して提出してください。

※実績報告の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量と一致している必要があります。（変更交付申請を必要としない軽微な工事変更の場合は、変更内容の分かる書類を添付してください。）

【提出期限】

次の日のうち、早く到来する日が実績報告の期限となります。

- ア 事業が完了した日から起算して60日が経過した日
- イ 令和8年2月27日（金）

※事業が完了した日とは①支払い完了日、②工事が完了した日のうち遅い日となります。

▼ 交付申請等について

⑩ 実績報告時提出書類

次の表を参考に書類を提出してください。（なお、必要により記載以外の書類を求めることもあります。）

提出書類及び作成上の注意事項	全体改修	部分改修
完了実績報告書 （様式第4号）	○	○
内訳書 （様式第1－1号）	○	○
施工チェックリスト （様式第4号別紙） ・ 施工事業者が作成してください	○	○
契約書等の写し ・ 住宅の所有者と施工事業者等と締結した契約書の写し ・ 注文書及び請書で契約を締結する場合は、注文書と請書の写し	○	○
領収書の写し ・ 住宅の所有者が施工事業者等に代金を支払った際の領収書 ・ 申請者以外の名義の支払いは補助金の審査上、認められません。 ・ 領収書は補助対象となる改修工事であることが分かるよう、内容を記載してください	○	○
B E L S 評価書の写し ・ 全体改修を行う場合は必ず提出してください。	○	－
工事施工中の写真（躯体等の断熱化に係る改修工事、設備の効率化に係る工事のみ） ・ 交付申請の内容のとおり施行されていることが確認できるよう工事施工中の現場写真を撮影してください ・ 施工後に隠れて見えなくなる部分については重点的に撮影してください。 ・ 撮影場所、撮影日等を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。	△	△
工事完了後の写真 ・ 工事完了後の現場の写真及び材料の仕様（製品型番号など）がわかるように撮影してください。 ・ 窓のガラス交換、躯体の断熱改修工事については、品番及び数量が把握できるように、納品時の梱包写真を提出してください。 ・ 撮影場所、撮影日時等を記載し、工事写真台帳の形式で整理してください。	○	○
出荷証明書等の写し ・ 材料の仕様（製品型番号など）、厚み、寸法等がわかる書類を提出してください。 ・ 改修したもののすべての出荷証明書を提出してください。	○	○
完納証明書 （3ヶ月以内に取得したもの）	○	○
登記簿謄本又は住民票 ・ 法人の場合は登記簿謄本、個人の場合は住民票を提出してください。	○	○
請求書 （様式第5号）	○	○

※1 同時に耐震改修工事を実施した場合の確認書類について（全体改修・部分改修）

補助事業に係る改修工事と同時に耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施した場合は、別途、耐震改修工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

※2 同時に構造補強工事を実施した場合の確認書類について（全体改修）

補助事業に係る改修工事と同時に構造安全性を確保するための構造補強改修工事を実施した場合は、別途構造補強工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

▼ 交付申請等について

※ 3 工事写真（施工中・施工後）について（再掲）

工事中及び工事施工後の写真撮影イメージは下記のとおりです。

※注意事項は前ページ表の「提出書類及び作成上の注意事項」を確認してください

工事の種類	施工中写真撮影ポイント	施工後写真撮影ポイント
躯体等の断熱化に係る改修工事	仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真	周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真
設備の効率化に係る工事	・ 既存設備がある場合、既存設備を撤去している写真 ・ L E D照明については工事施工中の写真	設備設置後の写真
開口部の断熱化に係る改修工事	—	開口部を設置完了した後の写真

▼ その他留意事項

① 他の補助金との関係

国、愛知県及び碧南市の他の補助金の交付を受けた事業は、本補助金の対象となりません。ただし、補助対象となる部分が明確に分けることができる場合に限り、他の補助金の補助対象部分を除く部分について補助対象となる場合があります。

【併用ができない補助事業の例】

- ア 子育てグリーン住宅支援事業
- イ 先進的窓リノベ事業
- ウ 給湯省エネ事業
- エ 既存住宅における断熱リフォーム支援事業
- オ スマートハウス設備設置費補助事業

② 消費税の取り扱い

消費税相当額は、補助金の交付対象外になるため、補助対象経費の記載に際し、消費税相当額を除いてください。

③ 財産処分の制限について

本補助事業の交付を受けた住宅については、譲渡等の処分を行う場合、市長の承認を得るとともに、本補助事業の処分制限期間に対する残存期間（処分制限期間から経過期間を差し引いた期間）の割合を乗じて得た額を碧南市に納付する必要があります。

ただし、補助財産としての住宅の譲渡にあたり、義務の継承を行い、本事業の目的に反しないと確認できる場合にはこの限りではありません。

④ 交付決定の取消及び補助金の返還等について

補助金の交付に際して、条件に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取消、補助金の返還命令等の措置が講じられます。